

# 山梨県公害防止条例新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">山梨県生活環境の保全に関する条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第二条）</p> <p>第二章 公害の防止のための措置</p> <p>  第一節 事業者の責務（第三条）</p> <p>  第二節 工場等に関する規制</p> <p>    第一款 特別規制基準（第二十条）</p> <p>    第二款 規制基準（第二十一条・第二十二条）</p> <p>    第三款 工場等（第二十三条 第三十九条）</p> <p>    第四款 特定建設作業（第四十条・第四十一条）</p> <p>  第三節 その他の規制（第四十二条 第四十七条）</p> <p>第三章 その他の生活環境の保全上の支障の防止のための措置（第五十条 第五十二条）</p> <p>第四章 日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置</p> <p>  第一節 自動車の使用に伴う大気汚染等の防止（第五十三条 第五十六条）</p> <p>  第二節 生活排水による水質汚濁の防止（第五十七条・第五十八条）</p> <p>  第三節 廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分（第五十九条 第六十二条）</p> <p>第五章 雑則（第六十三条 第六十七条）</p>	<p style="text-align: center;">山梨県公害防止条例</p> <p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条・第七条）</p> <p>第二章 公害の防止に関する基本的施策（第八条 第十九条）</p> <p>第三章 工場等に関する規制</p> <p>  第一節 特別規制基準（第二十条）</p> <p>  第二節 規制基準（第二十一条・第二十二条）</p> <p>  第三節 工場等（第二十三条 第三十九条）</p> <p>  第四節 特定建設作業（第四十条・第四十一条）</p> <p>  第五章 その他の規制（第四十二条 第四十八条）</p> <p>  第六章 雑則（第四十九条 第五十三条）</p> <p>  罰則（第五十四条 第五十九条）</p> <p>附則</p>

第六章 罰則（第六十八条 第七十四条）  
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、公害その他の生活環境の保全上の支障の防止のための措置並びに日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減を図るための措置に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を目的とする法令と相まつて、生活環境の保全に関する施策を推進し、もつて現在及び将来の県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 略

2 略

3 この条例において「環境への負荷」とは、山梨県環境基本条例

（平成十六年山梨県条例第二号。以下「環境基本条例」という。

）第二条第一号に規定する環境への負荷をいう。

4 10 略

第二章 公害の防止のための措置

第一節 事業者の責務

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、県民の健康で文化的な生活を確保するうえで、公害の防止が極めて重要であることにかんがみ、他の法令に定めのあるもののほか、公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、公害対策の推進を図り、もつて県民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

（定義）

第二条 略

2 略

3

9

略

第三条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、県が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2・3 略

4 略

第四条から第十九条まで 削除

(事業者の責務)

第三条 事業者は、その事業活動による公害を防止するため、その責任において必要な措置を講ずるとともに、県又は市町村が実施する公害の防止に関する施策に協力する責務を有する。

2・3 略

4 事業者は、その事業活動に伴つて生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、物の製造、加工等の際して、その製品が使用されることによる公害の発生の防止に資するように努めなければならない。

5 略

(県の責務)

第四条 県は、県民の健康を保護し、及び生活環境を保全する使命を達成するため、国が行う施策とあいまつて、県の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(市町村の責務)

第五条 市町村は、住民の健康を保護し、及び生活環境を保全するため、国及び県が行う施策とあいまつて、当該地域の自然的、社会的条件に応じた公害の防止に関する施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(県と市町村との関係)

第六条 県は、公害の防止に関する施策のうち、主として、広域に

わたる施策の策定及び実施並びに市町村の行う施策の総合調整に  
当たるものとする。

2 県は、市町村の公害の防止に関する施策が十分に行われるよう  
に技術的な助言その他の援助を行うように努めるものとする。

(県民の責務)

第七条 県民は、県及び市町村が実施する公害の防止に関する施策  
に協力するとともに、自らみだりに公害の原因となる行為を行わ  
ないようにし、地域の良好な環境を保全するように努めなければ  
ならない。

## 第二章 公害の防止に関する基本的施策

(環境上の基準)

第八条 知事は、この条例の目的を達成するため、必要があると認  
めるときは、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等に係る環境上の条  
件について、それぞれ県民の健康を保護し、及び生活環境を保全  
するうえで維持されることが望ましい基準を定めることができる。  
。

(地域公害防止計画)

第九条 知事は、必要に応じ、関係市町村長の意見を聴き、当該地  
域の実情に応じた地域公害防止計画を策定し、及びこれを実施す  
るものとする。

(規制の措置)

第十条 知事は、大気の汚染、水質の汚濁、騒音等の原因となる排出等に関する規制その他公害の防止に関する必要な規制措置を講じなければならない。

(地域開発等における公害防止の配慮)

第十一条 知事は、地域の開発、整備その他土地利用に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について十分な配慮をしなければならない。

(公害防止に関する施設の整備等の推進)

第十二条 知事は、緩衝地帯の設置等公害の防止のために必要な事業及び下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他公害の防止に資する公共施設の整備の事業を推進するように努めなければならない。

(監視、測定等)

第十三条 知事は、公害の状況をは握し、及び公害の防止のための規制の措置を適正に実施するために必要な監視、測定、試験及び検査を実施するとともに、その体制の整備に努めなければならない。

(調査研究の推進等)

第十四条 知事は、公害の予測に関する調査その他公害の防止のために講ずべき施策の策定に必要な調査を実施し、及び公害の防止

に資する研究を推進するとともに、その成果を普及し、及び研究者の養成に努めなければならない。

(公害の状況等の公表)

第十五条 知事は、県内の公害の状況について監視し、測定し、又は調査した結果を県民に公表しなければならない。この場合において、法令又はこの条例に違反して著しく公害を発生させている者があるときは、この者を明らかにしなければならない。

(事業者に対する助成)

第十六条 知事は、事業者が行う公害の防止のための施設の整備等について必要な資金のあつせん、技術的な助言その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 前項の措置を講ずるに当たつては、中小企業者に対し、特別の配慮をしなければならない。

(苦情処理体制の整備等)

第十七条 知事は、公害に関する苦情処理の体制を整備し、並びに関係市町村長及び関係行政機関と協力して、公害に関する苦情の適切な処理に努めなければならない。

(知識の普及等)

第十八条 知事は、公害に関する知識の普及を図るとともに、公害の防止の思想を高めるよう努めなければならない。

---

第二十一条 略	第二十一条 略
第二款 規制基準	第二款 規制基準
第二十条 略	第二十条 略
第一款 特別規制基準	第一款 特別規制基準
第二節 工場等に関する規制	第二節 工場等に関する規制
第三款 工場等	第三款 工場等

---

第十九条 知事は、この条例に定める他の施策とあいまつて公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。	(自然環境の保護)
第十九条 知事は、この条例に定める他の施策とあいまつて公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。	第十九条 知事は、この条例に定める他の施策とあいまつて公害の防止に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めなければならない。
第三章 工場等に関する規制	第三章 工場等に関する規制
第一節 特別規制基準	第一節 特別規制基準
第二十条 略	第二十条 略
第二節 規制基準	第二節 規制基準
第二十一条 略	第二十一条 略
第三節 工場等	第三節 工場等

---

第二十三条 略

(計画変更命令等)

第三十条 知事は、第二十七条又は前条の規定による届出(騒音又は振動(以下この節において「騒音等」という。))に係る届出を除く。)があつた場合において、当該届出に係る特定施設に係るばい煙等の濃度等が当該特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から六十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る特定施設の構造、配置若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理方法に関する計画の変更を命じ、又は当該届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命じることができる。

2 略

第四款 特定建設作業

第四十条 略

第三節 その他の規制

(屋外における燃焼行為の禁止)

第二十三条 略

(計画変更命令等)

第三十条 知事は、第二十七条又は前条の規定による届出(騒音又は振動(以下「騒音等」という。))に係る届出を除く。)があつた場合において、当該届出に係る特定施設に係るばい煙等の濃度等が当該特定施設に係る規制基準に適合しないと認めるときは、当該届出を受理した日から六十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該届出に係る特定施設の構造、配置若しくは使用の方法若しくはばい煙等の処理方法に関する計画の変更を命じ、又は当該届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命じることができる。

2 略

第四節 特定建設作業

第四十条 略

第四章 その他の規制

(屋外における燃焼行為の制限)



第四十二条 何人も、燃焼に伴つてばい煙、ダイオキシン類（ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）又は悪臭を発生する物質であつてゴム、合成樹脂、油その他規則で定めるものを焼却炉、ボイラー等の燃焼設備を使用して燃焼させる場合その他規則で定める場合を除くほか、屋外において燃焼させてはならない。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物にあつては、この限りでない。

（有害物質の地下浸透の禁止）

第四十三条 カドミウム、シアン等人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質であつて規則で定めるもの（以下この条において「有害物質」という。）を取り扱う者（事業活動に伴つて付随的に有害物質を生成させ、又は排出することが見込まれる者を含む。）であつて次の各号のいずれかに該当するものは、その取扱いに係る水又は廃液（当該水又は廃液を処理したものを含む。）であつて規則で定める要件に該当するものを地下に浸透させてはならない。

一 有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する者（水質汚濁防止法第二条第七項に規定する特定地下浸透水を排出する者を除く。）

二 ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項の規定に基づき同法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二に定める特定施設を設置する者

第四十二条 何人も、ゴム、ピッチ、皮革等燃焼の際ばい煙

質であつて 又は悪臭を発生する物質であつて 規則で定めるものを多量に

屋外において燃焼させてはならない。ただし、焼却炉の使用等適切な処理方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

（有害物質の地下浸透の禁止）

第四十三条 何人も、カドミウム、シアン等人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質であつて規則で定めるものを含む

水又は廃液（当該水又は廃液を処理したものを含む。） を地下に浸透させてはならない。

一 有害物質を製造し、使用し、処理し、又は保管する者（水質汚濁防止法第二条第七項に規定する特定地下浸透水を排出する者を除く。）

二 ダイオキシン類対策特別措置法第二条第二項の規定に基づき同法施行令（平成十一年政令第四百三十三号）別表第二に定める特定施設を設置する者

第四十七条 略

第四節 規制以外の措置

(環境上の基準)

第四十八条 知事は、必要があると認めるときは、大気汚染、水質汚濁、騒音等に係る環境上の条件について、それぞれ県民の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準を定めることができる。

(地域公害防止計画)

第四十九条 知事は、必要に応じ、関係市町村の長の意見を聴き、当該地域の実情に応じた公害の防止に関する計画を策定し、及びこれを実施するものとする。

第三章 その他の生活環境の保全上の支障の防止のための措置

(光害の防止)

第五十条 何人も、屋外において照明器具を使用するときは、安全の確保その他の照明器具の使用の目的を確保しつつ、当該照明器具から照射される光の量を必要最小限のものとすること、照射の

第四十七条 略

(自動車の使用者等の義務)

第四十八条 自動車(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第二条第二項に規定する自動車及び同条第三項に規定する原動機付自転車をいう。以下同じ。)の保有者その他自動車の装置の整備について責任を有する者又は自動車の運転をする者は、排出ガス及び騒音の低減を図るため、必要な整備を行い、又は適正な運転をするように努めなければならない。

対象の範囲の外に漏れる光の量をできるだけ少ないものとするこ  
と等により、光害（照明器具から照射される光の量又は方向によ  
り、不快感、信号等の重要情報を認知する能力の低下等人の活動  
及び動植物（人の生活に密接な関係のあるものに限る。）の生育  
に悪影響が生ずることをいう。）が生じないように努めなければ  
ならない。

（サーチライト等の使用の禁止）

第五十一条 何人も、屋外においてサーチライト等（隔地の対象物  
を照射する機能を有する照明器具であつて、サーチライト、投光  
器その他これらに類するものをいう。）を、自己が所有し、又は  
占有する物に照射する方法以外の方法で使用してはならない。た  
だし、犯罪の捜査、遭難者の捜索その他規則で定める場合は、こ  
の限りでない。

（行為の停止）

第五十二条 知事は、前条の規定に違反している者があると認める  
ときは、その者に対し、当該行為の停止を命ずることができる。

第四章 日常生活及び事業活動における環境への負荷の低減  
を図るための措置

第一節 自動車の使用に伴う大気汚染等の防止

（自動車を使用する者等の責務）

第五十三条 自動車（原動機付自転車を含む。以下この節において同じ。）を使用する者は、必要な整備を行うこと、自動車を効率的に使用すること、公共交通機関を利用すること等により、自動車の使用に伴う環境への負荷を低減するように努めなければならない。

2 自動車を購入しようとする者は、自動車排出ガスが発生しないか又はその発生量が相当程度少ない自動車（以下この節において「低公害車」という。）を購入するように努めなければならない。

（駐車時の原動機の停止）

第五十四条 自動車を運転する者は、自動車を駐車している間は、原動機を停止しなければならない。ただし、道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第十三条に規定する緊急自動車を当該緊急自動車の用務を行うために使用する場合その他規則で定める場合は、この限りでない。

2 事業者は、その事業の用に供する自動車を運転する者に対し、前項本文に規定する原動機の停止を行うように指導し、又は周知しなければならない。

3 他人に使用させることを目的とする駐車場を設置し、又は管理する者は、当該駐車場の使用者に対し、第一項本文に規定する原動機の停止を行うように周知しなければならない。

（自動車の環境情報の周知）

第五十五条 自動車の販売を業とする者は、販売する自動車であつ

て規則で定めるものの使用に伴い発生する窒素酸化物その他の規則で定める環境への負荷に関する項目の情報（以下この条において「環境情報」という。）が記載された書面を当該自動車を購入しようとする者に交付し、当該自動車に係る環境情報の説明を行うように努めなければならない。

（自動車の使用に伴う環境負荷の低減に資する施策の推進）

第五十六条 県は、低公害車の使用の促進、道路の構造の改善その他の自動車の使用に伴う環境への負荷の低減に資する施策を推進するものとする。

## 第二節 生活排水による水質の汚濁の防止

（日常生活等に伴う水質の汚濁の防止）

第五十七条 何人も、公共用水域の水質の保全を図るため、調理くず及び廃食用油を適正に処理すること、洗剤を適正に使用すること等に心がけることにより、日常生活に伴って排出される水による水質の汚濁を防止するように努めなければならない。

2 何人も、キャンプ活動その他の野外活動を行うときは、調理に使用した油を回収すること、食用に供されなかつた食品を持ち帰ること等に心がけることにより、当該野外活動に伴って排出される水による公共用水域の水質の汚濁を防止するように努めなければならない。

（生活排水対策に関する施策の推進）

第五十八条 知事は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、市町村と連携して、生活排水の処理施設の効率的な整備に関する広域的な計画を策定し、その整備の促進に努めるものとする。

2 県は、下水道の整備、浄化槽の設置その他の生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るための対策を実施する市町村に対し、必要な支援を行うように努めるものとする。

第三節 廃棄物等の発生抑制、循環的利用及び適正処分

(事業活動における廃棄物等の発生抑制等)

第五十九条 事業者は、その事業活動を行うに際しては、原材料等がその事業活動において廃棄物等（環境基本条例第十条に規定する廃棄物等をいう。以下この節において同じ。）となることを抑制するために必要な措置その他の廃棄物等の発生を抑制、廃棄物等のうち資源となるものの再使用、再生利用等の循環的な利用及び廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分（以下この節において「廃棄物等の発生抑制等」という。）のために必要な措置を講ずるように努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する廃棄物等の発生抑制等に関する施策に協力しなければならない。

(日常生活における廃棄物等の発生抑制等)

第六十条 県民は、日常生活において、製品をなるべく長期間使用すること、再生品を使用すること等により、廃棄物等の発生を抑

制し、並びに廃棄物等のうち資源となるものの循環的な利用及び  
廃棄物等のうち資源とならないものの適正な処分を促進するよう  
に努めなければならない。

2 県民は、県が実施する廃棄物等の発生抑制等に関する施策に協  
力しなければならない。

(廃棄物総合計画)

第六十一条 知事は、廃棄物等の発生抑制等に関する施策の総合的  
かつ計画的な推進を図るため、廃棄物等の発生抑制等に関する総  
合的な計画（以下「廃棄物総合計画」という。）を策定するもの  
とする。

2 廃棄物総合計画は、次に掲げる事項について定めるものとする  
。

- 一 廃棄物等の発生抑制等に関する施策についての基本的な方針
- 二 廃棄物等の発生抑制等に関し総合的かつ計画的に講ずべき施  
策
- 三 前二号に掲げるもののほか、廃棄物等の発生抑制等に関する  
施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、事業者、県民及び市町村と連携して廃棄物総合計画の推  
進に努めるものとする。

(産業廃棄物処理計画の作成等)

第六十二条 その事業活動に伴い多量の産業廃棄物（廃棄物の処理  
及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう  
。）を生ずる事業場を設置している事業者として規則で定めるも

の（次項において「多量排出事業者」という。）は、規則で定める基準に従い、当該事業場に係る産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

2 多量排出事業者は、前項の計画の実施の状況について、規則で定めるところにより、知事に報告しなければならない。

3 知事は、第一項の計画及び前項の実施の状況について、規則で定めるところにより、公表するものとする。

## 第五章 雑則

### （報告の徴収）

第六十三条 知事は、第二章の規定の施行に必要な限度において、工場等を設置する者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、施設又は作業の状況その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

### （立入検査等）

第六十四条 知事は、第二章の規定の施行に必要な限度において、当該職員に、工場等その他の場所に立ち入り、関係人に質問させ、又は帳簿書類、施設その他の物件を検査させることができる。

2・3 略

## 第六十五条 略

### （審議会の意見の聴取）


## 第五章 雑則

### （報告の徴収）

第四十九条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、工場等を設置する者又は特定建設作業を伴う建設工事を施工する者に対し、施設又は作業の状況その他必要な事項に関し、報告を求めることができる。

### （立入検査等）

第五十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、当該職員に、工場等その他の場所に立ち入り、関係人に質問させ、又は帳簿書類、施設その他の物件を検査させることができる。

2・3 略

## 第五十一条 略

### （審議会の意見の聴取）



第六十六条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

- 一 第二条第四項に規定する指定工場、同条第五項に規定する特定施設及び同条第七項に規定する特定建設作業
- 二 第二十条及び第二十一条に規定する規制基準
- 三 第四十八条に規定する基準
- 四 第四十九条に規定する計画
- 五 第六十一条第一項に規定する廃棄物総合計画

第六十七条 略

## 第六章 罰則

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 略

第六十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一・三 略

2 略

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第五十二条 知事は、次に掲げる事項を定めようとするときは、山梨県環境保全審議会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも同様とする。

- 一 第三条第三項に規定する指定工場、同条第四項に規定する特定施設及び同条第六項に規定する特定建設作業
- 二 第八条に規定する環境上の基準
- 三 第九条に規定する地域公害防止計画
- 四 第二十条及び第二十一条に規定する規制基準

第五十三条 略

## 第六章 罰則

第五十四条 次の各号の一に 該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一・二 略

第五十五条 次の各号の一に 該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一・三 略

2 略

第五十六条 次の各号の一に 該当する者は、三月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

<p>一・二 略</p> <p>第七十一条  次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 第六十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>五 第六十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第七十二条・第七十三条 略</p> <p>第七十四条 第五十二条の規定による命令に違反した者は、五万円以下の過料に処する。</p>	<p>一・二 略</p> <p>第五十七条  次の各号の一に 該当する者は、十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 三 略</p> <p>四 第四十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>五 第五十条第一項 の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者</p> <p>第五十八条・第五十九条 略</p>
---	---

山梨県過疎地域における県税の特別措置に関する条例新旧対照表  
 (附則第三項関係)

新	旧
<p>(課税免除)</p> <p>第二条 知事は、過疎地域内において、当該過疎地域の公示の日から平成十七年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備であつて、取得額の合計額が二千五百万円を超えるもの(以下「適用設備」という。)を新設し、又は増設し、これを事業の用に供した者について、当該新設し、又は増設した適用設備が山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和五十年山梨県条例第十二号)第二十条又は第二十一条の規定による規制基準に適合するものと認められる場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除するものとする。</p> <p>一 三略</p> <p>2 略</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第二条 知事は、過疎地域内において、当該過疎地域の公示の日から平成十七年三月三十一日までの間に、租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第三号又は第四十五条第一項の表の第三号の規定の適用を受ける設備であつて、取得額の合計額が二千五百万円を超えるもの(以下「適用設備」という。)を新設し、又は増設し、これを事業の用に供した者について、当該新設し、又は増設した適用設備が山梨県公害防止条例(昭和五十年山梨県条例第十二号)第二十条又は第二十一条の規定による規制基準に適合するものと認められる場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除するものとする。</p> <p>一 三略</p> <p>2 略</p>

山梨県工業等導入地区における県税の特別措置に関する条例新旧対照表  
 (附則第四項関係)

新	旧
<p>(課税免除)</p> <p>第二条 知事は、指定地区内において省令第二条に規定する工業等の用に供する設備(以下「対象設備」という。)で、これを構成する減価償却資産のうちに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。以下「適用設備」という。)を含むものを平成十八年三月三十一日までの間に新設し、又は増設した者について、当該設備が山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和五十年山梨県条例第十二号)第二十条又は第二十一条の規定による規制基準に適合するものと認められる場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除するものとする。</p> <p>一 三略</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第二条 知事は、指定地区内において省令第二条に規定する工業等の用に供する設備(以下「対象設備」という。)で、これを構成する減価償却資産のうちに租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第十二条第一項の表の第一号又は第四十五条第一項の表の第一号の規定の適用を受ける設備(展示場用の建物及び当該建物に係る償却資産を除く。以下「適用設備」という。)を含むものを平成十八年三月三十一日までの間に新設し、又は増設した者について、当該設備が山梨県公害防止条例(昭 (昭 和五十年山梨県条例第十二号)第二十条又は第二十一条の規定による規制基準に適合するものと認められる場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める県税の課税を免除するものとする。</p> <p>一 三略</p>

山梨県の事務処理の特例に関する条例新旧対照表

( 附則第五項関係 )

新		旧	
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)                      第二条 次の表の上欄に掲げる事務(二以上の市町村の区域に係るものを除く。)は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>		<p>(市町村が処理する事務の範囲等)                      第二条 次の表の上欄に掲げる事務(二以上の市町村の区域に係るものを除く。)は、それぞれ下欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	
事	務	事	務
<p>一 二十五の二 略</p>	<p>二十六 山梨県生活環境の保全に関する条例(昭和五十年山梨県条例第十二号。以下この項及び次項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則(以下この項及び次項において「規則」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの                      イ 略                      ウ 条例第六十三条の規定による報告(イ、ロ及びリにより受理したものに係るものに限る。)                      カ 条例第六十四条第一項の規定による立入検査(イ、ロ及びリにより受理したものに係るもの</p>	<p>一 二十五の二 略</p>	<p>二十六 山梨県公害防止条例 (昭和五十年山梨県条例第十二号。以下この項及び次項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則(以下この項及び次項において「規則」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの                      イ 略                      ウ 条例第四十九条の規定による報告(イ、ロ及びリにより受理したものに係るものに限る。)                      カ 条例第五十条第一項の規定による立入検査(イ、ロ及びリにより受理したものに係るもの</p>
	市町村		市町村
	各市町村		各市町村

<p>に限る。)</p>	<p>二十七 略</p> <p>イ〜タ 略</p> <p>レ 条例第四十六条の規定による行為の停止及び措置(条例第四十三条の規定に違反している者であつて、同条第一号に該当するもの)に対するものに限る。)</p> <p>の命令</p> <p>ソ 条例第六十三条の規定による指定工場及び特定施設に係る報告の徴収</p> <p>ツ 条例第六十四条第一項の規定による指定工場及び特定施設に係る立入検査</p>	<p>甲府市</p>
<p>二十八〜三十二 略</p>		

<p>限る。)</p>	<p>二十七 略</p> <p>イ〜タ 略</p> <p>レ 条例第四十六条の規定による行為の停止及び措置(条例第四十三条の規定に違反している者)に対するものに限る。)</p> <p>の命令</p> <p>ソ 条例第四十九条の規定による指定工場及び特定施設に係る報告の徴収</p> <p>ツ 条例第五十条第一項の規定による指定工場及び特定施設に係る立入検査</p>	<p>甲府市</p>
<p>二十八〜三十二 略</p>		